

○隠岐の島町テレビ難視聴地域解消対策事業補助金交付要綱

令和 8 年 2 月 10 日

告示第18号

隠岐の島町テレビ難視聴地域解消対策事業補助金交付要綱（平成23年隠岐の島町告示第15号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 隠岐の島町テレビ難視聴地域解消対策事業補助金（以下「補助金」という。）の交付等については、隠岐の島町補助金等交付規則（平成16年隠岐の島町規則第36号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

（目的）

第 2 条 地理的条件によりテレビジョン放送の視聴が困難であるため、その地域の受信者で構成する辺地共聴組合又は辺地共聴組合に準ずるとみなされる団体（以下「共聴組合」という。）が行うテレビ難視聴解消対策事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、もって住民福祉の向上と地域間格差の是正に寄与することを目的とする。

（補助対象事業）

第 3 条 補助金の交付対象となる事業は、共聴組合が行う次に掲げる事業で、加入者 1 戸あたりの工事費の額が 5 万円を超える工事とする。

- （1） 新たなテレビジョン共同受信施設の建設事業
- （2） テレビジョン共同受信施設の更新及び大規模改修事業

（補助対象者）

第 4 条 補助金の交付対象者は、町内の難視聴地域において自主的にテレビ共同受信施設を設置する加入者が 2 戸以上の共聴組合とする。

2 補助金の財源として地方財政措置（地方債の充当等）を活用する場合には、当該共聴組合は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- （1） 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の 2 に規定する認可地縁団体その他これに準ずる公共的団体であること。なお、事業完了までに認可を受けると予定である場合は、これを補助対象者に含めることができる。

- (2) 共聴組合そのものは法人格を有しないが、当該共聴組合を内包する自治会等が前号に規定する公共的団体であり、当該自治会等が共聴施設の財産管理を行う体制が確保されていること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象経費は次に掲げる経費とする。ただし、加入者の宅内施設及びその設備に要する経費は対象としない。

- (1) 工事費
- (2) 設計監理費（調査費を含む。）
- (3) 設備費
- (4) 設備の撤去費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2の額、又は補助対象経費から組合世帯数に5万円を乗じた額を差し引いた額のいずれか低い額とし、1,000万円を限度とする。

2 当該事業が、この告示による補助金以外の財政支援を受ける場合は、補助対象経費から当該財政支援相当額を控除して前項を適用するものとする。この場合において、当該財政支援相当額を補助金の額に加算することができる。

3 町長は、特別な理由があると認めた場合は、前2項の規定にかかわらず加算して補助金を交付することができる。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする共聴組合は、テレビ難視聴地域解消対策事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し補助金を交付すべきものと認めた場合は、テレビ難視聴地域解消対策事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

(変更申請)

第9条 交付決定後に事業内容又は経費の変更を行う場合は、あらかじめテレビ難視聴地域解消対策事業補助金変更申請書（様式第3号）により町長の承認を受けなければならない。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、速やかにテレビ難視聴地域解消対策事業補助金実績報告書（様式第4号）に必要書類を添えて町長に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第11条 町長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、当該補助金に係る事業の成果が交付決定の内容に適合すると認められた場合には、交付すべき補助金の額を確定し、その旨をテレビ難視聴地域解消対策事業補助金確定通知書（様式第5号）により、当該申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第12条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、補助金の交付決定の後に概算払いをすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、テレビ難視聴地域解消対策事業補助金精算払（概算払）請求書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

（財産の管理）

第13条 補助金により取得又は改修した共聴施設については、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

（補助金の返還）

第14条 補助事業者が虚偽その他不正の行為により補助金の交付を受けた場合等には、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（書類等の整備）

第15条 補助事業者は、当該補助事業に係る書類等を事業完了年度から5年間保管

しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

年 月 日

隠岐の島町長 様

申請者 住所

共聴組合

代表者名

年度 テレビ難視聴地域解消対策事業補助金交付申請書

テレビ難視聴地域解消対策事業を実施したいので、隠岐の島町テレビ難視聴地域解消対策事業補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 交付申請額 円

算出内訳	金額
第6条第1項の額 補助対象経費×2／3	
第6条第1項の額 補助対象経費－(組合世帯数×50,000円)	
第6条第2項の額 (国・県補助金額)	
第6条第3項の額	

※第6条第3項の額を計上する場合は理由書を添付すること。

3 事業計画

	総額	補助対象経費	補助対象外経費
事業費内訳	円	円	円
組合加入世帯数			
工事工期	着手予定 年月日	完了予定 年月日	
工事内容			

4 収支予算

収入	金額	支出	金額
国・県補助金		工事費	
町補助金		設計監理	
共聴組合負担金		機械器具費	
その他		その他	
合計		合計	

5 添付書類

- (1) 工事見積書の写し(設計図書等含む。)
- (2) 写真、位置図(受信点設備の予定地、共同受信する区域を明らかにすること。)
- (3) 組合規約
- (4) その他必要な書類

様式第2号(第8条関係)

第 号
年 月 日

申請者 様

隠岐の島町長

年度 テレビ難視聴地域解消対策事業補助金交付決定通知書
年 月 日付けで申請のありましたテレビ難視聴地域解消対策事業補助金
については、隠岐の島町テレビ難視聴地域解消対策事業補助金交付要綱第8条の規定によ
り、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1 事業の内容

2 補助金の交付決定額 金 円

3 補助金交付条件等

様式第3号(第9条関係)

年 月 日

隠岐の島町長 様

申請者 住所

共聴組合

代表者名

年度 テレビ難視聴地域解消対策事業補助金変更申請書

年 月 日付 第 号で交付決定のあったテレビ難視聴地域解消対策事業を変更したので、隠岐の島町テレビ難視聴地域解消対策事業補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更内容

2 補助金変更申請額 変更前 円

変更後 円

様式第4号(第10条関係)

年 月 日

隠岐の島町長 様

申請者 住所

共聴組合

代表者名

年度 テレビ難視聴地域解消対策事業補助金実績報告書

年 月 日付 第 号で交付決定のあったテレビ難視聴地域解消対策事業が完了しましたので、隠岐の島町テレビ難視聴地域解消対策事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 交付決定額及び実績額

交付決定額 円

実 績 額 円

内 訳	交付決定額	実 績 額
第6条第1項の額 補助対象経費×2/3		
第6条第1項の額 補助対象経費－(組合世帯数 ×50,000円)		
第6条第2項の額 (国・県補助金 額)		
第6条第3項の額		

2 事業実績

事業費内訳	経費総額	補助対象経費	補助対象外経費
	円	円	円
組合加入世帯数			
工事工期	着手年月日	完了年月日	
工事内容			

3 収支予算

収入	金額	支出	金額
国・県補助金		工事費	
町補助金		設計監理	
共聴組合負担金		機械器具費	
その他		その他	
合計		合計	

4 添付書類

- (1) 工事契約書
- (2) 支出に係る領収書、通帳等の写し
- (3) 完成図書
- (4) 写真(テレビ受像写真、受信点設備等の竣工写真)
- (5) その他必要な書類

様式第5号(第11条関係)

第 号
年 月 日

申請者 様

隠岐の島町長

年度 テレビ難視聴地域解消対策事業補助金確定通知書

年 月 日付けで報告のありましたテレビ難視聴地域解消対策事業補助金については、隠岐の島町テレビ難視聴地域解消対策事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり交付額を確定しましたので通知します。

記

1 補助金の確定額 金 円

2 補助金の交付条件

- (1) 補助金により取得又は改修した共聴施設については、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- (2) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管しておかなければならないこと。
- (3) 補助事業に係る経理は、他の経理と明確に区分しておかなければならないこと。
- (4) 補助金の交付目的に反して使用しないこと。
- (5) 規則及び要綱に従うこと。

様式第6号(第12条関係)

年 月 日

隠岐の島町長 様

申請者 住所

共聴組合

代表者名

年度 テレビ難視聴地域解消対策事業補助金精算払(概算払)請求書

年 月 日付 第 号で補助金交付決定通知のあったこの事業について、隠岐の島町テレビ難視聴地域解消対策事業補助金交付要綱第12条第2項の規定に基づき、下記のとおり補助金を請求する。

記

1 事業の内容

2 補助金の請求金額	金	円
	交付決定額	円
	今回請求額	円
	既受領額	円
	残 額	円

3 概算払いを必要とする理由(概算払いを請求する場合)

振込先	_____銀行・農協 _____店
	普・当 口座番号_____
	口座名義人_____